

## 令和6年度第1回 高知地方労働審議会議事要旨

審議開始日

令和6年9月5日

議決日

令和6年9月18日

(持ち回り審議による)

議題

「高知県西部地域雇用開発計画」について

議事概要

第1回高知地方労働審議会は、持ち回り審議により開催され、「高知県西部地域雇用開発計画」については、過半数以上の賛成で妥当と認める。

なお、議題について委員から提出された御質問・御意見（○）と、御質問に対する事務局の回答・見解（●）は、以下のとおりです。

ー公益代表委員ー

○第4雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項の中（4）地域資源を活かした雇用開発への取り組みの中、林業分野についての取り組みが他の産業への取組に比べて具体策が見られない、森林率84%の高知県である。林業関係従事者を増やすことの重要性は大きいと考える。豊かな資源である木を活かす産業の活性化への取り組みをしてほしい。

○労働力人口が減少している課題がある。地域資源を活かした雇用開発への取組（8頁）が重要だと思います。

農業分野でも生活と収入が安定する法人化や企業誘致等の取組に更に力を入れれば、就農希望者が増加しないでしょうか。

○高知県西部地域は、国道の開通によりアクセスが向上したとはいえ、公共交通機関の乏しさ等、未だアクセス面での課題を抱えている地域である。

ゆえに、当該地域自体の魅力を高め、当該地域内で雇用の安定と生活の向上を図る必要があると考える。

したがって、本計画に基づき、当該地域内での雇用開発が実現されるよう期待する。

○1)「第3の1 地域雇用開発の目標」に「計画期間内に地域で概ね300人の新たな雇用の創出を図る」と記されていますが、この300人という人数の根拠をお教えてください。300人の新たな雇用が創出されれば、当地域の雇用情勢が十分に改善したと言える人数なのか、300人は当地域の雇用情勢を鑑みて十分に達成可能な人数なのか、を確認させていただきたい。

○2)「第4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項」には、「今後は」に続いて、さまざまな具体的方策が記されていますが、これらはすべてすでに手が付けられていたり、実施することが正式に決まっていたりするのでしょうか？実現可能性についてお教えてください。

●1) 300人という数値は、県が取り組んでいる産業振興計画等の県全体の目標値を基に、幡多地域の労働力人口により按分して算出しています。

なお、目標達成により一定の有効求人倍率の改善が見込まれるものの、地域が抱える課題が十分に解消されるものではなく、計画期間終了後も継続して雇用創出に向け、時宜を得た取り組みが必要と考えます。

目標値については次の①、②により算出しています。なお、①の目標や実績は、下記URLから分野ごとにご覧いただけます。

① 産業振興計画における各分野（農業、林業、水産業、商工業）の県全体の新規就業者数・雇用者数等の目標や実績（見込（非公表）含む）から、幡多地域の労働力人口の割合（県全体の約11.5%）により算出した数値

② 国の地域雇用開発助成金の活用による、過去数年間の雇用創出人数

<参考>第5期産業振興計画（産業成長戦略）※ページ中ほど

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041700154/>

●2) 第5期産業振興計画（地域アクションプラン・幡多地域）により、市町村との連携のもと、官民協同で取り組むこととしています。

地域アクションプランとは、地域の雇用創出や所得の向上を目指そうとする取り組みを、市町村連携のもとに支援する県の計画です。地域アクションプランの実行にあたっては、取り組み状況の検証や見直し、新たな取り組みの追加等を行いながら、広く地域の暮らしを支えていける産業へ成長していくことを期待して、官民協同で取り組んでいます。なお、取り組みの詳細については、下記URLからご覧いただけます。

<参考>第5期産業振興計画（地域アクションプラン編）※ページ下部

【県全体】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041700154/>

【幡多地域】

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041700154/file\\_contents/file\\_2024422193633\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041700154/file_contents/file_2024422193633_1.pdf)

－労働者代表委員－

○県下でも求職者数に比して、雇用機会が少ない県西部における雇用開発は必要であると考えます。継続的に実施し、効果の検証が必要。その上で県内に有効な取り組みを広げていくことが肝要と考えます。

－使用者代表委員－

○各種支援措置の広報活用は、ホームページ等への掲載だけでは周知徹底には不十分だと思います。説明会や相談会など面接企業に周知する場も考えてはどうでしょうか？

●この度の同意により、高知県内一部地域を除いて県下全域が対象となりました。「地域雇用開発助成金」の広報・周知方法につきましては、高知労働局のHPに掲載するだけではなく、事業所担当者が多く集まる面接会やセミナー等に積極的に参加のうえ、周知していきます。

具体的には11月6日（かるぽーと）、12月5日（イオン）に開催される大規模就職面接会をはじめ、公正採用選考事務担当者会議（ちより街テラス）のほか、主に事業所の担当者が多く集まる外部会議や面接会が今年度末までに20回ほど予定をされておりますので、個別に1件ずつ案内をしていきます。また県内HWとも連携し、各HWが独自で行っている事業所向けセミナーや直接窓口にお越しいただいた際にも個別説明を行うとともに、高知県をはじめ、県内各関係機関にも周知協力の依頼をいたします。

○地域若者定住するため

- ・子供を育てやすい環境整備事業での雇用開発
- ・自然豊かな中で体験し、高い技術ノウハウを学ぶ教育事業での雇用開発
- ・高齢者が持てるスキルを使って、収入を得られる支援事業での雇用開発等総合的な取り組みを提案する。

○「高知県西部地域」は、県西部を支える経済圏として、重要な役割を担っている。地域内居住者の地域内での就職ニーズは高いものの、雇用機会が不足しているとのことご意見を聞くことも多い。

雇用開発促進地域の要件を十分に満たしており、妥当と認める。

○工夫された雇用開発と就業支援制度が計画されているので、U・Iターンを促進させる告知がもう少しあると良いかと思えます。